

# 福島県における有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いに係る指導要綱

制 定：令和6年3月11日  
福島県環境保全農業課

(趣旨)

- 第1 この要綱は、福島県で生産・出荷・施用される有機質土壌改良資材及び肥料の安全性を確保するため、次の1から3の通知に基づき、福島県における有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の生産・出荷を行う場合の手続き等について定める。
- 1 「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて」(令和2年10月29日付け2生産第1349号農林水産省生産局農業環境対策課長)(以下、「利用再開通知」という。)
  - 2 「地方公共団体及び事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の取扱いについて」(令和2年10月29日付け2生産第1350号農林水産省生産局農業環境対策課長)(以下、「事業者取扱通知」という。)
  - 3 腐葉土・剪定枝堆肥の生産・出荷の見直しに係る「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について」の一部改正について(令和2年8月20日付け2消安第1986号-2農林水産省消費・安全局農産安全管理課長)(以下「肥料生産業者取扱通知」という。)

(対象とする有機質土壌改良資材及び肥料)

- 第2 本指導要綱の対象とする有機質土壌改良資材及び肥料は、次の1から3とする。
- ただし、農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合には、この限りでない。(「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」平成23年8月1日付け農林水産省関連局長通知)

- 1 農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等  
農家が自家消費を目的に生産する土壌改良資材のうち、落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮(バーク)及び木材チップ・パウダー(樹皮を除去したものを除く。)、木炭・木酢液(竹炭・竹酢液を含み、農業用土壌改良資材として利用するものに限る。)並びに腐葉土・剪定枝堆肥。
- 2 地方公共団体及び事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材  
地方公共団体及び事業者(有機質土壌改良資材の販売・譲渡を行う農家を含める。)が生産・出荷する有機質土壌改良資材のうち、落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮(バーク)及び木材チップ・パウダー(樹皮を除去したもの

## 別記 1

### 資材生産者が生産・施用する有機質土壌改良資材等の手続き

#### 1 農家への指導

県及び市町村、生産者が組織する団体及び市町村を含む協議会（以下「協議会等」という。）は、「腐葉土・剪定枝堆肥生産のための放射性セシウム管理指針」（別添）（以下「生産指針」という。）に従って原料の収集及び有機質土壌改良資材等の生産を行うよう農家を指導する。

#### 2 生産工程概要図の提出

資材生産者は、自ら有機質土壌改良資材等を生産・施用をする場合、生産工程に入る前に市町村を經由し、原料収集場所位置図及び生産工程概要図（別紙）を農林事務所（農業振興普及部・農業普及所）（以下「農林事務所」という。）に提出する。

#### 3 生産・検査結果の報告

##### （1）チェックシートの提出

ア 資材生産者は、生産指針に従って原料の収集及び生産を行った有機質土壌改良資材等の施用開始予定日の1ヶ月以上前に、チェックシート（別紙様式1）に有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査結果（以下「検査結果」という。）及び必要書類（試料のサンプリング状況と採取試料の写真、分析した試料の分析結果報告書）を付して、市町村を經由し農林事務所に提出する。

※資材生産者が自ら生産した有機質土壌改良資材等を販売又は譲渡する場合は、別記2の手続きに従うこと。

イ 農林事務所は、資材生産者から提出のあったチェックシート等の内容を確認し、環境保全農業課に協議する。

##### （2）ロットの考え方

有機質土壌改良資材等の種類ごとに、チェックシートに記載された原料収集場所ごとを1ロットとして、検査すること。

なお、協議会等（県を除く）の場合は、1市町村当り3ロット以上（1市町村当たりのロット数が3に満たない場合は、当該ロット数）とする。

ただし、販売・譲渡に供する場合にあっては、全てのロットとする。

##### （3）留意点

ア 放射性セシウムの検査は、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」等、チェックシートに掲げる各国通知を参考に、適切に有機質土壌改良資材等を検査すること。

イ 試料をサンプリングする前には、ロットごとに十分な切返しやかくはん等を行い資材の均一化を図ること。

ウ 有機質土壌改良資材等の形状が一定でないことから、ロットの考え方、ロットからの試料のサンプリング方法、試料の前処理方法について詳しく記載すること。

## 別記 1

エ チェックシートには、試料のサンプリング状況と採取試料の写真、分析機関が発行した検査結果に係る書類（必要書類）を添付すること。

### 4 報告内容の確認結果通知

- (1) 環境保全農業課は、3（1）により提出されたチェックシートの内容や有機質土壌改良資材等の検査結果報告の内容等について適切であり、施用に際して問題ないかを確認し、その結果を農林事務所に通知する。
- (2) 農林事務所は、利用の可否を農家、市町村又は協議会等に通知する。

### 5 手続きの省略

- (1) 「農家自らが生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」（平成25年9月9日25生産第1855号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知、以下「平成25年の利用再開通知」という。）に基づく手続きを行い、検査結果が暫定許容値の2分の1（200Bq/kg）以下であった農家又は協議会等については、次回からチェックシート及び検査結果の報告は不要とし、また、当該協議会等に新たに農家が構成員として参加する場合は、検査結果の報告は不要とし、チェックシートのみ提出するものとする。
- (2) 同一市町村における有機質土壌改良資材等の平成25年の利用再開通知に基づく過去の検査結果において、暫定許容値の2分の1（200Bq/kg）以下の場合は、次回から検査不要とし、過去の検査結果を農林事務所に提出する。
- (3) 剪定枝、木材チップ・パウダー及び木炭は、薪（剪定枝、木材チップ・パウダー）又は木炭の放射性セシウム濃度が「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）に基づく放射性セシウムの指標値（薪は40Bq/kg、木炭は280Bq/kg）以下であることを市町村が証明できる場合は、検査を不要とする。
- (4) 本指導要綱に基づく有機質土壌改良資材等（販売又は譲渡するものを除く）の検査結果が暫定許容値の2分の1（200Bq/kg）以下となった場合、翌年以降の検査及びチェックシートの提出は不要とする。

### 6 報告体制図

別紙フロー図のとおり

### 7 その他

協議会等は、原料の収集場所を大幅に変更する場合は、収集場所を変更する1ヶ月以上前に変更予定の場所から採取した有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査結果とチェックシートを農林事務所に提出するものとする。

なお、その後の手続きについては、3から4に準じるものとする。

を除く。)等。

- 3 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき生産・出荷する腐葉土・剪定枝堆肥肥料の品質の確保等に関する法律（以下、「肥料法」という。）第2条第2項の「特殊肥料」のうちの「堆肥」に属する落ち葉・剪定枝を原料とする肥料（以下「対象肥料」という）。

（対象とする生産者等）

第3 本指導要綱の対象とする生産者等は、次の1から3とする。

- 1 自家消費を目的に自ら生産・施用する農家、生産者が組織する団体及び市町村を含む協議会（以下、「資材生産者」という。）
- 2 有機質土壌改良資材を生産・出荷する地方公共団体及び事業者（以下、「資材生産事業者」という。）
- 3 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の生産・出荷を行う肥料製造者（以下、「肥料生産業者」という。）

（手続き等）

第4 有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱に係る手続きは、次の1から3とする。

- 1 資材生産者が生産・施用する有機質土壌改良資材等の手続き別記1のとおり
- 2 資材生産事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の手続き別記2のとおり
- 3 肥料生産業者が生産・出荷する腐葉土・剪定枝堆肥の手続き別記3のとおり

（国への提出）

第5 環境保全農業課は、第4により提出されたチェックシート及び分析結果について、その写しを東北農政局生産技術環境課に提出する。

附則

この要綱は、令和6年3月11日から施行する。

## 別記 2

### 資材生産事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の手続き

#### 1 資材生産事業者への指導

県は、資材生産事業者に対して安全性の確認のために「腐葉土・剪定枝堆肥生産のための放射性セシウム管理指針」（別添）（以下「生産指針」という。）に従って生産を行うよう指導する。

#### 2 生産・検査結果の報告

##### （1）チェックシートの提出

草木や落ち葉を原料に出荷を目的とした有機質土壌改良資材の生産を行う資材生産事業者は、原料の収集及び管理を行う際には、「腐葉土・剪定枝堆肥生産のための放射性セシウム管理指針（別添）（以下、「生産指針」という。）に従うとともに、できる限り他のロットと混ざらないよう管理を行い、チェックシート（別紙様式2）の「1. 原料の収集」及び「2. 原料の堆積」を記入の上、農業総合センターに提出する。

農業総合センター安全農業推進部は、資材生産事業者から提出されたチェックシートの内容を確認し、環境保全農業課に協議する。

なお、農業総合センター安全農業推進部は、必要に応じて、収集した原料の落ち葉・剪定枝堆肥の放射性セシウム濃度の分析結果を資材生産事業者に求めることができる。

また、放射性セシウムの暫定許容値を超えるおそれのある原料が存在する場所から原料を収集しないよう指導する。

##### （2）検査結果の報告

資材生産事業者は、有機質土壌改良資材の出荷日の1ヶ月以上前に、チェックシートの「3. 製品の生産」、「4-1. 製品の分析」及び「4-2. 必要書類の添付」に必要事項を記入の上、「有機質土壌改良資材の放射性セシウム濃度の検査結果（以下「検査結果」という。）」等の必要書類（製品ロットNo. 毎に、旗印等の目印を付けてロット中のどこから採取したのかがわかる写真、製品ロットNo. 毎に、縮分しているところの写真、分析した試料の分析結果報告書）を付して、農業総合センター安全農業推進部に提出する。

農業総合センター安全農業推進部は、資材生産事業者から提出されたチェックシートの内容を確認し、環境保全農業課に協議する。

##### （3）ロットの考え方

有機質土壌改良資材の放射性セシウムの検査は、事業者が生産した全てのロットを検査するものとする。

##### （4）留意点

ア 放射性セシウムの検査は、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」等、チェックシートに掲げる各国通知を参考に、適切に有機質土壌改良資材等を検査すること。

イ 出荷する状態の全てのロットを検査すること。

## 別記 2

- ウ 試料をサンプリングする前には、ロットごとに十分な切返しやかくはん等を行い資材の均一化を図ること。
- エ ロットごとにサンプル番号を付与し、各サンプル番号から1検体採取すること。サンプルの採取時は、ロットごとに旗印等の目印を付けてロット中のどこから採取したのかが分かる写真を撮影するとともに、サンプルを縮分した場合、作業中の写真を撮影すること。
- オ 有機質土壌改良資材の形状が一定でないことから、資材の形状やロットの考え方、ロットからの試料のサンプリング方法、試料の前処理方法について詳しく記載すること。
- カ 検査結果の報告（出荷1ヶ月前）をする際は、チェックシートに試料のサンプリング状況と採取試料の写真、分析機関が発行した検査結果に係る書類（必要書類）を添付すること。

### 3 報告内容の確認及び結果の通知

- (1) 環境保全農業課は、2(1)や2(2)により提出されたチェックシートの内容や有機質土壌改良資材等の検査結果報告の内容等について適切であり、施用に際して問題ないかを確認し、その結果を農業総合センター安全農業推進部に回答する。
- (2) 農業総合センター安全農業推進部は、利用の可否を資材生産事業者に通知するとともに、引き続き生産指針に従って原料の収集及び有機質土壌改良資材等の生産が行われるよう指導に努めるものとする。

### 4 手続きの省略

- (1) 「地方公共団体や事業者が生産する有機質土壌改良資材の取扱いについて」（平成25年9月9日付け25生産第1856号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知、以下「平成25年の事業者再開通知」という。）に基づく手続きを行い、検査結果が2年連続して暫定許容値の2分の1（200Bq/kg）以下であった場合であって、ロットごとの製品の放射性セシウムの検査結果が低下傾向にあり、著しい増減がないことや原料収集場所及び生産方法に変更がないこと等を農業総合センター安全農業推進部が確認した場合は、次回からチェックシート及び検査結果の報告は不要とする。
- (2) 本指導要綱に基づく有機質土壌改良資材の検査結果が2年連続して暫定許容値の2分の1（200Bq/kg）以下となった場合又は3年連続して暫定許容値（400Bq/kg）以下となった場合であって、ロットごとの製品の放射性セシウム濃度検査結果が低下傾向にあり、著しい増減がないことや原料収集場所及び生産方法に変更がないこと等を農業総合センター安全農業推進部が確認した場合は、翌年以降のチェックシート及び検査結果の提出は不要とする。

### 5 報告体制図

別紙フロー図のとおり

## 別記 2

### 6 その他

協議会等は、原料の収集場所を大幅に変更する場合は、収集場所を変更する1ヶ月以上前にチェックシートに有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査結果を付して農業総合センター安全農業推進部に提出するものとする。

なお、その後の手続きは、2から3に準じるものとする。

## 別記 3

### 肥料生産業者が生産・出荷する腐葉土・剪定枝堆肥の手続き

#### 1 肥料生産業者への指導

県は、相談を受けた場合、肥料生産業者に対して安全性の確認のために「腐葉土・剪定枝堆肥生産のための放射性セシウム管理指針」（別添）（以下「生産指針」という。）に従って生産を行うよう肥料生産業者を指導する。

#### 2 生産の報告

肥料生産業者は、原料の落ち葉・剪定枝を収集し、堆積する際には、生産指針に従うとともに、腐葉土・剪定枝堆肥生産管理チェックシート（別紙様式3。以下「チェックシート」という。）の「1. 原料の収集」及び「2. 原料の堆積」に必要事項を記入の上、農業総合センター安全農業推進部に提出する。

農業総合センター安全農業推進部は、肥料生産業者から提出されたチェックシートの内容を確認し、環境保全農業課に協議する。

なお、農業総合センター安全農業推進部は、必要に応じて、収集した原料の落ち葉・剪定枝堆肥の放射性セシウム濃度の分析結果を肥料生産業者に求めることができる。

#### 3 検査結果の報告

肥料生産業者は、堆積した原料により堆肥を生産する際には、生産指針に従って定期的に切り返しを行うとともに、肥料生産業者取扱通知Ⅳに従い対象肥料（ロットごと）の放射性セシウム濃度を測定し、2で提出したチェックシートの「3. 原料の堆肥化、製品の生産」、「4-1. 製品の分析」及び「4-2. 必要書類の添付」に必要事項を記入の上、必要書類（製品ロットNo. 毎に、旗印等の目印を付けてロット中のどこから採取したのかがわかる写真、製品ロットNo. 毎に、縮分しているところの写真、分析した試料の分析結果報告書）を添付し、農業総合センター安全農業推進部に提出する。

農業総合センター安全農業推進部は、肥料生産業者から提出されたチェックシートの内容を確認し、環境保全農業課に協議する。

#### 4 報告内容の審査及び結果の通知

- (1) 環境保全農業課は、2や3により提出されたチェックシートの内容や有機質土壌改良資材等の検査結果報告の内容等について適切であり、出荷に際して問題ないかを審査し、その結果を農業総合センター安全農業推進部に回答する。
- (2) 農業総合センター安全農業推進部は、出荷・施用の可否を肥料生産業者に通知するとともに、引き続き生産指針に従って原料の収集及び腐葉土・剪定枝堆肥の生産が行われるよう指導に努めるものとする。



## 別記 3

### 5 手続き省略の通知

農業総合センター安全農業推進部は、次の（１）又は（２）に該当する場合、肥料生産業者に対し、同様の原料収集場所及び生産方法により生産した製品の２～４の手続きを省略できる旨を通知することができる。

- （１）肥料生産業者が、２～４の手続きによる確認を少なくとも３年間継続した結果、製品の放射性セシウム濃度の分析結果が暫定許容値（400Bq/kg）以下で低下傾向にあり、著しい増減がなく、さらに原料収集場所や生産方法を変更していないことを確認した場合。
- （２）東京電力福島第一原子力発電所の事故後にやむを得ない事情により生産しなければならなかった肥料生産業者が３年以上の生産実績があるときは、安全性確認開始後の製品の放射性セシウムの濃度分析結果が低下傾向にあり、著しい増減がなく、さらに原料収集場所や生産方法を変更していないことを確認した場合。

### 6 報告体制図

別紙フロー図のとおり

### 7 その他

肥料生産業者は、原料の収集場所を大幅に変更する場合は、収集場所を変更する１ヶ月以上前に変更予定の場所から採取した有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査結果とチェックシートを付して農業総合センター安全農業推進部に提出するものとする。

なお、その後の手続きは、２から４に準じるものとする。